

# 議会のあり方検討委員会 第二次答申まとめ！！

本委員会は、議長から諮問された「議会のあり方」に関し、「市民との関係」「市長等との関係」「議会機能の充実」「議会機能の向上」「その他」の5区分を設定し、各区分ごとに検討項目を選定することにより、本年3月18日から12回の会議を開催し、協議を重ねてきました。

その結果、第12回（9月5日）

までの会議において、「市民との関係」の全ての検討項目について協議を終了し、次のとおり各検討項目についての答申（第二次答申）を決定しました。

また、残された4区分については、改選後の議会で引き続き協議するよう要請することになりました。



委員会の協議のようす

## 第二次答申の内容

### ①議会だより

次の意見を踏まえ、検討することが望ましい。

- 読者との意見交換や議会報告会のアンケートの中に議会だよりについての質問を入れていくなど、市民の声を聞きながら中身の充実を図る必要がある。

- 掲載する内容は前例踏襲ではなく、毎回さらなる紙面の工夫を図っていく必要がある。

### ②会議の動画配信

### ③SNSの活用

次の意見を踏まえ、検討することが望ましい。

- 本会議のライブ配信については、リアルタイム翻訳等の新しい配信方法を検討する必要がある。

- 本会議の録画配信については、刷新予定の議会ホームページでの配信とあわせて、その公開の時期を早めることや期間を延長することなどを検討する必要がある。

- 常任委員会等の動画配信については、本会議同様、実施することを検討する必要がある。

- フェイスブックについては、議会報告会等の議会情報の発信において非常に有効な手段となるため、動画配信も含めて積極的な活用を検討する必要がある。

### ④会議の公開

- 全ての会議の原則公開を前提に置いた上で、それぞれの会議においては、意思決定における中立性の阻害や個人情報等の有無等を考慮し、公開の可否を判断すべきである。

- 会議を原則公開とする以上、会議の予定を公開することが望ましい。

### ⑤会議録公開スピード

- 常任委員会の会議録については、本会議の会議録と同様に次の議会までに公開できるような体制を構築するよう要請する。

### ⑥傍聴制度

- 傍聴者の利便性の向上のため、傍聴の手續の簡素化（傍聴人名簿の記載事項の簡素化や廃止）や本庁舎耐震・大規模改修工事にあわせた施設整備（休憩スペース等の確保やバリアフリー化と議会への動線の最適化）を検討することが望ましい。

- 佐賀市議会傍聴規則は、あまり使用されていない言葉が多く用いられているため、改めて確認、点検をすべきである。

### ⑦夜間・休日議会

### ⑧議会棟見学

- 夜間・休日議会については、傍聴者をふやす効果への疑問や開催に係る経費の問題もあり、定期的に開催する必要があるとは言いえない。しかし、議会の広報としての効果は一定程度見受けられるので、夜間・休日議会のみならず、議会棟見学や子ども議会等を含めて、議会の広報ツールとして活用することが望ましい。

### ⑨陳情・請願

- 陳情については、佐賀市議会会議規則や議会の申し合わせにその取り扱いが定められていることを再確認し、この取り扱いを積極的に活用していくべきである。

### ⑩議会モニター制度

- 執行部の「eさがモニター」を議会において活用することが望ましい。

### ⑪市民アンケート

- 必要に応じて活用することが望ましい。

### ⑫議会報告会

- 参加者の固定化の解消と子育て世代や若い人の参加をふやすことが課題であり、校区での開催が定着したことをもう一歩進め、市民の要望に応じ議会がきっかけでいく出前講座的な開催や子育て世代、大学生等にターゲットを絞った開催を検討すべきである。

## 会議の開催実績

全12回の会議の日程と協議事項は次のとおりです。

回	日程	協議事項
1	3月18日	正副委員長の選出、会議の名称等
2	3月21日	会議の名称、検討項目の決定等
3	4月8日	会議の位置づけ、傍聴・会議情報の取り扱い等
4	4月22日	議会基本条例の「現状認識・課題等」の論点整理、検討項目の抽出・選定等
5	5月10日	検討区分の設定と検討項目の選定、「議会ホームページ（以下、議会HP）」と⑫の協議等
6	5月24日	会議規則の改正、「議会HP」と②⑦⑨⑪⑬⑮の協議等
7	6月21日	第一次答申（議会HP）、⑨の調査報告、⑮の協議等
8	7月12日	②③⑦⑧⑪⑬⑮の協議等
9	7月26日	②③⑦⑧⑪⑬⑮のまとめ、⑨の調査報告、⑤⑥⑨⑩⑭の協議等
10	8月9日	⑤⑥⑨⑩⑭のまとめ、①④⑫の協議等
11	8月23日	①④⑫のまとめ、第二次答申の協議等
12	9月5日	第二次答申の確認・決定

● 議会報告会での意見等を施策として議会全体でまとめあげていくことが求められており、このような方向性を今後模索すべきである。

### ⑬市民各層との意見交換会

● 身分保障や意見交換先の選定等の問題を整理して、積極的に活用できる状況をつくっていくことが望ましい。

### ⑭参考人・公聴会制度

● この制度を積極的に活用して

く立場を共通認識とし、重要な問題等のときに活用していくことが望ましい。

### ⑮議会広報広聴委員会の役割

● 議会広報広聴委員会の機能については今後ますます重要度を増すとの認識である。したがって、これにふさわしい人のあり方、組織のあり方等について重要度にあわせて議会もしくは委員会の中で次の意見を踏まえて協議することが望ましい。

#### 1 全体意見

##### (1) 現状の認識

ア 議会広報広聴委員会の現在の主な役割は、「議会だよりの編集」と「議会報告会」である。

イ これらについては、議会広報広聴委員会で定期的に行う業務（ルーチンワーク）とされている。

ウ 議会広報広聴委員会の今後の役割は、「議会単独ホームページの運営等」も加わり、これからますます大きくなる。

##### (2) 今後の方向性

ア 議会広報広聴委員会において、その役割や取り組み等について議論を進めていく必要がある。

イ 議会広報広聴委員会の役割等を各会派や議会として確認する。

ウ 過重な負担がかからないよう、必要な場合は各所管の委員会等へ協力を求めるべく。

#### 2 一部意見

##### (1) 組織の見直し

ア 常任委員会における審議内容の広報充実等のため、議会広報広聴委員会の委員構成を、これまでの会派からの選出から各常任委員会からの選出に変更する。

イ さまざまな技能を持った議員による議会広報広聴委員会を組織する。

ウ 議会広報広聴委員会を「議会だよりの編集委員会」と「広報広聴委員会」等に分割する。

エ 議会広報広聴委員会内で「議会だよりの編集部門」と「広報広聴部門」のような分科的なものを組織する支援体制の充実

(2)

ア 議会広報広聴委員会での議論において具体的なものは、それを所管する委員会等があればそこに引き継いでいく。

イ 議会報告会の運営に当たっては、各班から数名ずつを選任して実行委員会を組織し、役割を分担する。

## 議長へ検討を要請!!

9月17日に本委員会の亀井委員長、平原副委員長から福井議長、山本副議長へ第二次答申書を提出し、答申事項について検討を要請しました。



第二次答申書の提出

## 委員名簿

(委員長) 亀井 雄治  
 (副委員長) 平原 嘉徳  
 (委員) 山田誠一郎  
 (委員) 白倉 和子  
 (委員) 中本 正一  
 (委員) 川原田裕明  
 (委員) 山口 弘展  
 (委員) 田中喜久子  
 (委員) 江頭 弘美  
 (委員) 重田 音彦  
 (委員) 山下 明子  
 (委員) 黒田 利人

# 用・排水対策調査特別委員会

## 調査報告

当委員会は平成21年12月18日に設置され、これまで26回の委員会を開催した。これまでの約4年間の調査について次の調査結果をまとめた。

### 〔嘉瀬川水系における地域環境用水について〕

(1)多布施川流域について  
①より効果的な地域環境用水の運用方法の検討・研究の継続を②水の流れを見せるための効果的な堰上げ区間を早急に検討し、実施すること③水の流れの阻害要因である堆積土砂等の除去のため、予算の増額を④調整・研究が進められている農業用水の市街地への循環について、早期実現に向けて最大限の努力を⑤取水量増加に向け継続的に国へ要請等を行っていくこと。

(2)多布施川流域以外でも維持用水が不足している地域があり、早急な調査・検討が必要。

### 〔集中豪雨等排水対策について〕

(1)佐賀市排水対策基本計画の策定について  
①河川等の排水能力・保水能力の維持・改善のため、しゅんせつ等の予算の増額を②樋門操作の一元的管理のため、防災無線等の活用やメール配信システム等による樋門操作者への連絡体制の構築を③上下流のバランスを考慮した事業推進を④河川等への雨水流出抑制のための貯留施設・貯留タンクの設置・普及については、当該計画の想定雨量以上の降雨への対応も含めた検討を⑤宅地開発等で農地

が減少し、保水能力が失われている現状への対応策を。(2)計画策定後の事業推進について

①平成26年度当初から速やかな事業着手を②まず継続的な計画推進を担保するための条例を制定し、水問題に関する総合的な条例へとつなげること③組織体制を強化し、確実な事業推進進捗管理等に努めること④低平地かつ有明海の干満差の影響を受けるといふ特殊性を十分に訴え、国、県へ財政的支援を積極的に求めること⑤議会としても、年度ごとの事業内容、計画の進捗状況等の定期的な報告を求め、計画推進を支えていくことが必要。

## 視察報告

視察者12名(原口、山下明、松永幹、中野、久米、川崎、野中、堤、西村、永淵、本田、武藤)

5月20日(月)

### ①福岡県柳川市

柳川市掘割を守り育てる条例(水の憲法)及び掘割を生かしたまちづくり行動計画について

掘割における水量の確保について

柳川市の掘割を守る取り組みは、昭和51年策定の河川浄化計画から始まり、平成11年には「柳川市掘割を守り育てる条例(水の憲法)」が制定され、水質の保全、流水の確保、親水性の確保等についての取り組みが進められ、さらに平成21年には、「掘割を生かしたまちづくり行動計画」を策定し、行政、市民、事業者の相互の努力で掘割の水環境の保全に取り組まれていた。特に、掘割における水の流れを確保するために、市独自でしゅんせつ用バキュームカーを所有するとともに水路清掃員8名を雇用し、しゅんせつやごみの除去等、日常的な掘割の手入れに力を入れて取り組まが行われていた。

5月21日(火)

### ②富山県射水市

雨水対策基本計画について

射水市では、平成20年8月及び平成21年9月に、計画規模を上回る集中豪雨により24地区にも及ぶ床下浸水被害が発生したことをきっかけに、平成23年2月に「射水市雨水排水対策基本計画」を策定して雨水対策に取り組んでおり、佐賀市と同じ低平地で地下水も高いことから、内水排除が課題の中心となっていた。

特徴的な取り組みとしては、強制排水ポンプの設置や河川・水路の整備を進めるとともに、そういった整備手法が困難な浸水常襲地区については、公園を活用した雨水貯留施設(表面を掘り下げる方式またはプラスチック樹脂槽の埋設)の設置が行われていた。また、計画策定時に副市長を委員長として関係部署を横断する形で組織された「射水市雨水対策検討委員会」は、計画策定後も引き続き浸水被害への対応において中心的な役割を果たしており、いわゆる計画倒れとならないように着実な事業推進を図っていた。

5月22日(水)

### ③石川県金沢市

総合治水対策の推進について

金沢市では、局所的な集中豪雨からまちを守り、水害に強いまちづくりを目指して、平成21年に「金沢市総合治水対策の推進に関する条例」を制定して事業を推進している。特徴的な取り組みとしては、まず、この条例を制定したことであり、このことにより、例えば、開発行為等における整備誘導の面において、通常3000平米以上が対象となる雨水排水協議を1000平米以上について義務化するなど、一定の強制力を持たせることが可能となっている。また、金沢市が導入した雨水情報システムは、雨水排水において重要な樋門64カ所の開閉を一括で最も効率的に排水できる状況に遠隔操作できるようにしていることにも、市民がインターネットで事前登録しておけば、自宅近くの雨量データ、気象情報等について、メールで配信されるなど、市民への情報伝達という面でも優れたものとなっている。

# 合併検証調査特別委員会

## 調査報告

当委員会は平成24年3月に設置された。合併協定において、役場の統廃合について、段階的に縮小して

いくが、本庁舎までの距離、交通手段、地域住民の意向及び社会情勢の動向を考慮し、最初の合併から概ね10年後に再度議論するとされている。この議論に向けて、本庁及び支所のあり方を中心に調査研究を行ってきた。**〔本庁・支所等のあり方について〕**

・現在の支所の利用状況や支所に求められているニーズを十分に踏まえて検討すべきである。ただし、今後地方交付税が段階的に減額されるため、支所の統廃合を含めた行財政改革を行い、財源不足により市民ニーズに

応できなくなる可能性がある。いよう努めていく必要がある。

・本庁・支所にまたがる業務の中には、双方の役割が明確でない部分が見られ、双方の役割、業務分担を整理し、明確化していくべきである。

・地域活動の拠点としての役割は、旧佐賀市区域では小学校区ごとの公民館が担っているが、旧町村区域ではその役割の一部を支所が担っている。公民館のあり方も並行して検討し、地域コミュニティの取り組みとも整合性を図るべきである。

**〔中山間地の地域の特異性への配慮について〕** 中山間地は、距離的に本庁から遠く、過疎化や高齢化の進展

が顕著であり、大雨による土砂災害の被害への対応が求められる等特殊性があり、それに対する支所の役割は大きく、十分な配慮が必要

**〔地方交付税の見直しへの対応について〕** 地方制度調査会から国に出された答申で、国は、市町村合併による行政区域の広域化を踏まえた財政措置を講じる必要があると示されており、今後の地方交付税の見直しの動きに注視しながら今後の検討を進めるべきである。

**〔今後の議論を進めるに当たって〕** 本庁・支所のあり方については住民の多様な意見がある。市民の意見を十分に聞きながらその方向性を決定し、新佐賀市の一体化の醸成に努めていくべきである。

## 視察報告

視察者12名（黒田、重松、山田、松永憲、野口、白倉、千綿、川原田、山口、江頭、平原、嘉村）

5月20日(月)

①長野県松本市  
支所機能の見直しについて

松本市は平成17年4月に旧4村を、平成22年3月末に1町を編入合併。平成21年度から支所機能見直し案について自治区長会、地域審議会等と協議を開始。支

所は松本市に由来からある支所の体制を基本とし、本庁から遠距離に居住する市民の利便性、山間地の災害対応、合併前からの地域の独自性を加味した新しい支所体制に、平成25年4月1日から移行した。

5月22日(水)

②茨城県笠間市  
支所機能のあり方に関する検討について

笠間市は平成18年3月に1市2町で新設合併。合併当初は支所には総合的な機能を持つ組織機構を配置していたが、地域住民のサービス利用状況の変化や行財政改革が不可欠な状況を背景に、平成22年3月に市民代表で構成する「支所のあ

り方検討委員会」を設置。「市民が真に必要なとする支所サービスは何か」を市民の視点から検討し、平成23年5月1日から支所を新体制に移行した。



▶松本市での視察の様子



◀笠間市での視察の様子

# 自治基本条例調査特別委員会

## 調査報告

### 調査報告書

本年6月定例会に提出された「第45号議案 佐賀市自治基本条例」が本委員会に付託された。これまでの16回の調査・研究を踏まえ、本条例議案に関する論点を明らかにしながら、閉会中の継続審査を含め、5回にわたる審査を行った。その結果、本年8月19日の委員会で当該議案を修正すべきと決定。8月定例会開会日に、本委員会の審査報告どおり、全会一致で修正可決された。

可決された条例を実効性のあるものとするため、留意すべき事項をまとめた。

### 〔条例の周知及び啓発〕

○市民等への説明が不十分。今後、地域で行われるイベント等を活用するなどして、市民理解の促進を図るべき。

○本条例に関する子どもを

対象とした学習機会を設けるなど、子どもたちへの啓発活動に力を注ぐべき。

○今後、市民等への周知、説明を行っていくに当たっては、説明及び資料に創意工夫を加え、本条例に対する市民等の理解を深める必要がある。

○具体的でわかりやすい逐条解説を作成し、市民等への周知及び啓発に活用していく必要がある。

### 〔市職員への浸透〕

本条例では、職員の果たすべき役割は非常に大きい。ため、職員みずから条例に対する意識を高め、理解を深めることが、条例推進の大前提となる。本条例が行政運営の基本となるよう、全ての市職員に根づかせる取り組みが必要である。

### 〔条例の趣旨の尊重〕

第3条において「他の条例、規則等の制定改廃に当

たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない」と規定されている。

行政運営に当たっては、常に本条例の趣旨を顧みるとともに、その趣旨に整合するよう努める必要がある。

### 〔条例の運用状況の検証〕

本条例を実効性のあるものとするために、市民等への条例の浸透状況、具体的な事業の進捗管理など、定期的な運用状況の検証が必要。この検証に基づき、市民主体のまちづくりを推し進めていくことが重要である。



委員会での採決の様子

## 意見書

〔全会一致で可決〕

▼普通交付税の合併算定替終了後の新たな財政支援措置を求める意見書案

▼佐賀県による消防防災への導入・運用を求める意見書案

▼地方税財源の充実・確保を求める意見書案

▼森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保を求める意見書案

〔賛成少数で否決〕

▼消費税増税中止を求める意見書案

▼社会保障制度改悪に反対する意見書案

## 人 事

人権擁護委員候補者の推薦について、異議なき旨答申した。

▽徳富 保氏

## 編 集 後 記

いよいよ本年10月22日をもって佐賀市議会の任期満了を迎えます。平成21年4月に議会基本条例が施行されたものの、同年10月に改選が行われており、この4年間が議会基本条例に基づく新たな議会改革に向けた最初のステップとなりました。

議会報告会や市民との意見交換会、執行部による質問権の行使、議員間討議の定着など、試行錯誤を繰り返しながらも新たな取り組みが始まりました。議会活動に対する市民の関心を高めるための広報活動の充実も大きな課題となっています。

議会基本条例の検証を行った議会のあり方検討委員会の答申では、「市議会だより」の更なる充実をはじめ、議会独自のホームページの開設やフェイスブックへの対応などが盛り込まれました。若年層をはじめとするネット世代に対応するため、新たな情報ツールを活用して議会情報を発信していくことが求められており、改選後の新たな議会では、こうした問題に真っ先に取り組むこととなります。

議会改革はこれでおしまいというものではありません。市民のみならずにとり、議会が少しでも身近なものと感じていただけるような取り組みを次の議会に引き継いでまいります。

(中本正一)